

火薬類の製造許可

## 根拠条文

## 火薬取締法第3条（抜粋）

火薬類の製造（変形又は修理を含む。以下同じ。）の業を営もうとする者は、製造所ごとに経済産業大臣の許可を受けなければならない。

## 同法施行令第16条第1項第1号（都道府県が処理する事務）

次に掲げる主務大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うこととする。

- 一 火薬若しくは爆薬を製造する製造所であつてこれを原料として信号えん管、信号火せん若しくは煙火のみを製造するもの又は産業、娯楽、スポーツ若しくは救命の用に供する火工品のみの製造所に関する法第3条の規定による経済産業大臣の権限に属する事務（抜粋）

## 審査基準

## （法律上の規定による基準）

## 同法第6条（欠格事由）

次の各号のいずれかに該当する者には、第3条の許可を与えない。

- 一 第44条の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けなくなつた後、3年を経過していない者
- 三 成年被後見人
- 四 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

## 同法第7条（許可の基準）※抜粋

経済産業大臣又は都道府県知事は、第3条の許可の申請があった場合には、その申請を審査し、第3条の許可の申請については次の各号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

- 一 製造施設での構造、位置及び設備が、通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

## 経済産業省令 同法施行規則第4条

法第7条第一号の規定による製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 製造所内の見易い場所に火薬類の製造所である旨の標識を掲げること。以下省略
- 二 製造の方法が、経済産業省令で定める技術上の基準に適合することであること。

## 経済産業省令 同法施行規則第5条

法第7条第2号の規定による製造方法の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 煙火は、あらかじめ、構造及び組成並びに1日に製造する最大数量を定め、当該構造及び組成に従い、かつ当該最大数量以下で製造すること。以下省略
- 二 製造の業を的確に遂行するに足りる技術的能力があること。
- 四 その他製造が、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障のないものであること。

標準処理 期 間	標準処理期間	標準処理期間の内訳				備 考	
		受 付		処 理			
		機 関	期間	機 関	消防チーム		
	10日（保安検査実施後）	期間		期間	10日		